

函館市縄文遺跡群保存活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 函館市の史跡垣ノ島遺跡および史跡大船遺跡（以下「縄文遺跡群」という。）の保存および活用を推進するため、函館市縄文遺跡群保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 縄文遺跡群の保存および活用に関する事項
- (2) 縄文遺跡群の周辺の保全に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は会長、副会長および委員をもって構成する。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し会務を総理する。
- 4 委員は別表に掲げる組織に属する者とする。ただし、必要に応じて会長が指名する者を委員とすることができる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。
- 3 副会長および委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、函館市教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

別表

函館市縄文遺跡群保存活用協議会委員

役職	部門	所 属	備 考
委 員	民間	道南縄文文化推進協議会	活用，観光振興
委 員	民間	一般財団法人道南歴史文化振興財団	活用，調査・研究
委 員	民間	北の縄文ＣＬＵＢ	活用
委 員	民間	NPO 法人 Minamikayabe Revive Salon	活用，観光振興，地域振興
委 員	民間	函館商工会議所	観光振興，地域振興
委 員	民間	函館国際観光コンベンション協会	観光振興
委 員	教育	函館市小学校長会	活用，教育活動
委 員	教育	函館市中学校長会	活用，教育活動
委 員	教育	北海道南茅部高等学校	活用，教育活動
委 員	地域	南茅部町内会連合会	地域振興，保存
委 員	地域	臼尻町内会	地域振興，保存
委 員	地域	大船町内会	地域振興，保存

※会長，副会長 委員のうち１名